

「長崎県最低賃金」の改正決定の諮問等について

長崎労働局長は、平成21年 6月26日、長崎地方最低賃金審議会（会長 井手瑳智子（いでさちこ））に対し、本年度の長崎県最低賃金の改正決定について、諮問を行いました。

また同日、この改正決定に係る

長崎県最低賃金専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

（長崎労働局一般公示第2号）及び

関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

（長崎労働局一般公示第3号）

を行いました。

◇ 最低賃金についての詳細は

◇ 「長崎県の最低賃金は？」をご覧ください。

～ 最低賃金についてのお問い合わせ先～

長崎労働局 労働基準部 賃金室

〒850-0033

長崎市万才町7番1号住友生命長崎ビル6階

095-801-0033

Fax 095-801-0031